

平成29年12月27日

各 位

株式会社北洋銀行

## 医療法人社団彩光会様が北洋医療福祉債を利用 ～医療・介護・福祉事業者向け債券発行スキーム～

『札幌かとう眼科』を運営する医療法人社団彩光会様(本社：札幌市東区北31条東16丁目1番22号、理事長：加藤 祐司 氏)は、12月28日に**「北洋医療福祉債」**5千万円/年限5年を利用します。

北洋医療福祉債は法的に債券を直接発行できない医療法人等に、まず融資を実行し、その返済を受ける権利を銀行から特定目的会社(SPC)に譲渡することで、SPCがその権利を裏付けとして発行する一般企業と同様の銀行保証付私募債です。

北洋医療福祉債を利用するためには、医療法人等の規模、財務、収益内容等について厳しい基準を満たしていることが必要であることから、「優良法人」として社会的評価がなされます。また、投資家からみると、「医療法人等が確実に融資金を返済する経営体力を有するか否か」が判断基準となります。

当法人のメリットは、①間接的に債券発行のメリットを享受できること、②健全経営のPR効果が見込めることです。また、北洋銀行にとっては、①お客様ニーズへの対応強化、および②医療、介護、福祉マーケットからの収益機会を拡大できる点に意義があります。

当行は今後も、中小・中堅一般企業向けをはじめとして、医療法人等向けの本商品など、多様な私募債を道内のお客様に対してご提案していく所存です。

以 上